

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 9 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 紘 生

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 9 日から 令和 7 年 10 月 16 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 10 月 22 日 午前 10 時 00 分 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 11 月 12 日 午前 10 時 00 分 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 23 日から 令和 7 年 10 月 24 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
4, 5	2, 090, 000 1, 672, 000	一括	418, 000	71, 677	0
4	1, 820, 000				
5	270, 000				

物 件 目 録

4 所 在 徳島県吉野川市山川町湯立
地 番 303番5
地 目 宅地
地 積 451.70平方メートル

5 所 在 徳島県吉野川市山川町湯立 303番地5
家屋 番号 303番5
種 類 車庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 298.23平方メートル
(現況)
床 面 積 約304.23平方メートル

徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、**入札時に提出がないと無効**になります。また、**記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、B I Tのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません。」の口のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。**不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 22 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 紘 生

1 不動産の表示

【物件番号 4, 5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4】

有限会社蔵本運送が占有している。同社の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号 5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

4 所 在 徳島県吉野川市山川町湯立
地 番 303番5
地 目 宅地
地 積 451.70平方メートル

所有者 A

5 所 在 徳島県吉野川市山川町湯立 303番地5
家屋 番号 303番5
種 類 車庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 298.23平方メートル

(現況)

床 面 積 約304.23平方メートル

所有者 有限会社蔵本運送

令和6年(ケ)第60号
令和7年1月9日受理
令和7年2月27日提出
(全5分冊のうち第2冊)



現況調査報告書

(物件4・5)

徳島地方裁判所
執行官 片山 隆雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

4 所 在 徳島県吉野川市山川町湯立
地 番 303 番 5
地 目 宅地
地 積 451.70 平方メートル

所有者 A

5 所 在 徳島県吉野川市山川町湯立 303 番地 5
家屋 番号 303 番 5
種 類 車庫
構 造 鉄骨造スレート葺平家建
床 面 積 298.23 平方メートル

所有者 有限会社蔵本運送

(土地・建物用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(占有關係用〈单独〉)

占有者及び占有権原									
占有範囲		■ 全部							
占有者		■ 破産者有限会社蔵本運送							
占有状況		■ 敷地 ☐							
		☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐							
■ 関係人 (■ A の陳述)									
占有権原		☐ 賃借権 ■ 使用借権 ☐							
占有開始時期		■ 昭和47年4月27日（物件5建物建築時期）							
最初の契約等	契約日	■ 不詳							
	期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年間) ■ 期間の定めなし							
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新							
現在の契約等	期間	令和 年 月 日 から 年 月 日まで (年間) ☐ 期間の定めなし							
契約等当事者	貸主	■ 所有者 ☐ その他の者 ()							
	借主	■ 占有者 ☐ その他の者 ()							
賃料・支払時期等		毎月 円 (前月末日 限り 翌月分 支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)							
敷金・保証金		■ ない ☐ ある (☐ 敷金 円) (☐ 保証金 円)							
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ■ ない							
その他									
執行官の意見 ☐ 上記のとおり ■ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり									
本件土地の所有者は、その地上に存在する物件5建物の所有者に対し本件土地を無償で貸与している。									

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A(債務者兼所有者会社 元代表者、所有者)	1 物件4土地は私個人の所有で、物件5建物は有限会社蔵本運送の所有ですが、これらの物件は現在は何にも利用されず、そのままの状態になっています。 2 物件4土地につき、隣接地との間で境界に関する紛争はありません。また、物件4土地、物件5建物を通じ、他人との間での貸借関係はありません。 3 なお、建物内に駐車している自動車についてのご質問ですが、あの自動車は知合いの墓石業者の方に事実上停めさせてあげているものです。それは事実上のものであり、何らの賃貸契約を締結しているわけではなく、いつでも移動してもらえます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要は、物件4土地の地上に物件5建物が建立されており、物件4土地はその全面が物件5建物の敷地となっている。
- ・ なお、登記記録によれば、物件5建物は昭和47年4月新築の物件である。

【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件4土地は、上記のとおり、物件5建物が存立するためにその敷地として使用され、占有されている。一方、物件5建物は、破産者有限会社蔵本運送によって占有されており、その占有関係の詳細は(2・3枚目)に記載のとおりである。

【土地の範囲、境界】

- ・ 物件4土地につき、法務局には不動産登記法第14条第1項の地図が存在し、同地図には現地復元力がある。また、現況目視上においても本件土地の範囲は比較的明瞭である。

【接道等】

- ・ 物件4土地は、その東側が舗装県道に接面しており、接面付近での幅員は約11mである。なお、本件土地は、都市計画法上の都市計画区域には位置していない。

【土地の状況】

- ・ 物件4土地は、そのほぼ全体が物件5建物の敷地となっており、ほぼ全面的にコンクリート舗装がなされている。

【建物の状況】

- ・ 物件5建物の東側部分は、開閉できる扉は存在しない(写真1)。
- ・ 本件建物の北西端部分には倉庫(和室)が存在するが、同部屋の天井には雨漏りが原因で天井板の一部が崩落している(写真4)。
- ・ 本件建物の全体につき金属部分の錆が顕著であり、屋根・外壁の一部に穴、H鋼の一部の歪み、ガラスの一部の破損等が認められる。
- ・ 本件建物の北西端部分の一部が、北側及び西側の隣接地へ越境している可能性がある(土地建物位置関係図参照)。

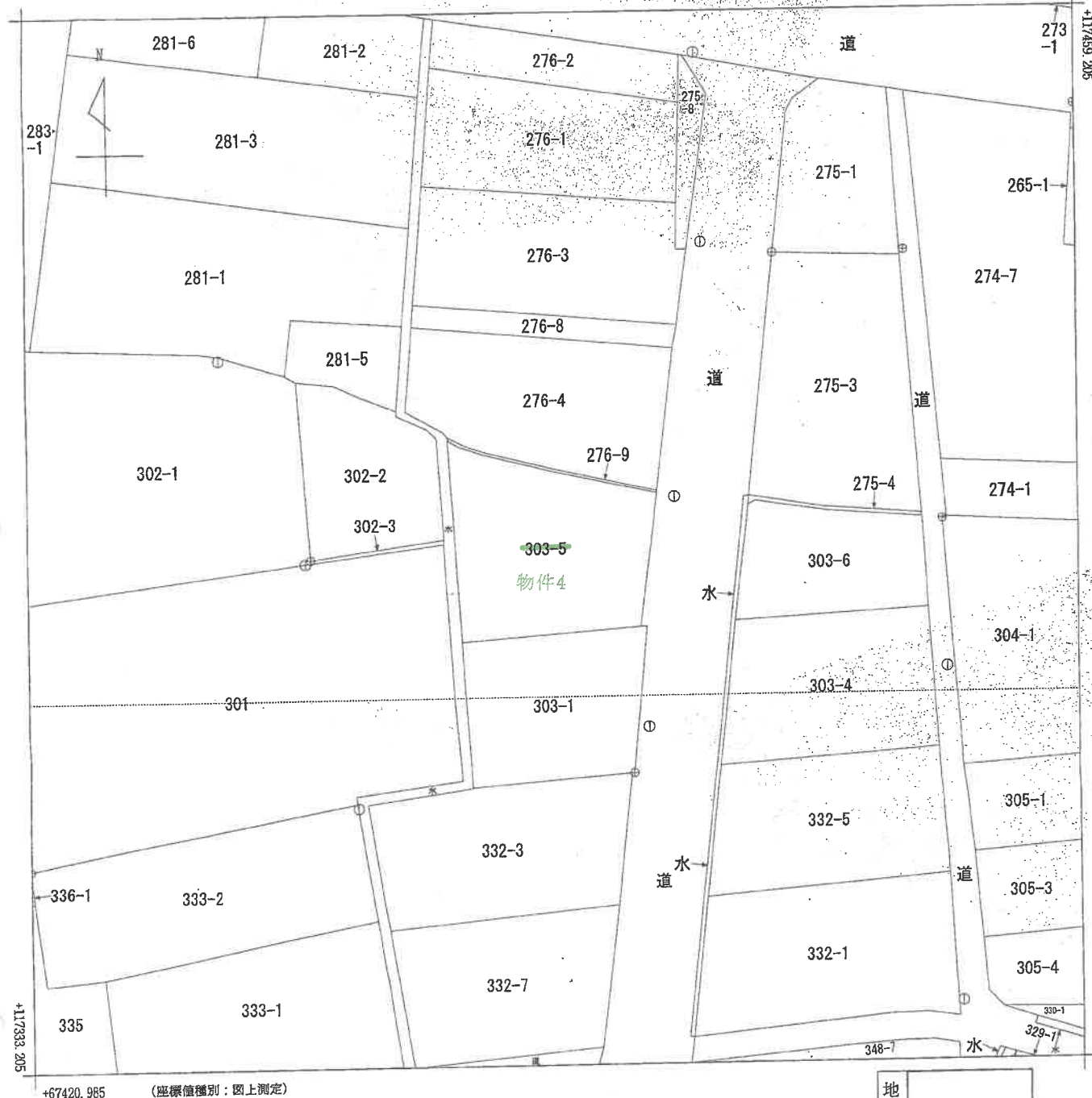
【破産財団からの放棄】

- ・ 本件債務者兼所有者である有限会社蔵本運送、及び本件所有者であるAは共に破産手続開始決定を受けており現在管財業務係属中であるが、同破産管財人は、令和6年12月23日破産裁判所の許可を得た上、物件4・5につき破産財団から放棄している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年1月14日 (火) 8:34 - 8:38	当庁	吉野川市役所に対し図面、航空写真などの 資料請求書面作成及び送付
令和7年1月16日 (木) 13:19 - 13:22	携帯電話	A から聴取調査
令和7年1月28日 (火) 14:35 - 14:40	目的物件所在地	現地確認、外観調査、写真撮影
令和7年1月29日 (水) 12:50 - 13:05	目的物件所在地	立入調査
令和7年2月17日 (月) 14:25 - 14:30	吉野川市役所	接道、公法上の規制その他の調査
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+67420.985

(座標値種別：図上測定)

地番
区域見出

山川町湯立

請求 部分	所在	吉野川市山川町湯立				地番	303番5			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標系 番号又は 記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成 年月日					備付 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月10日
徳島地方務局請求番号：5-2
(1/1)

登記官

A 3 → A 4 に縮小

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月10日 徳島地方方法務局

令和7年1月10日

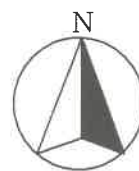
徳島地方法務局

登記官

(8 枚目)

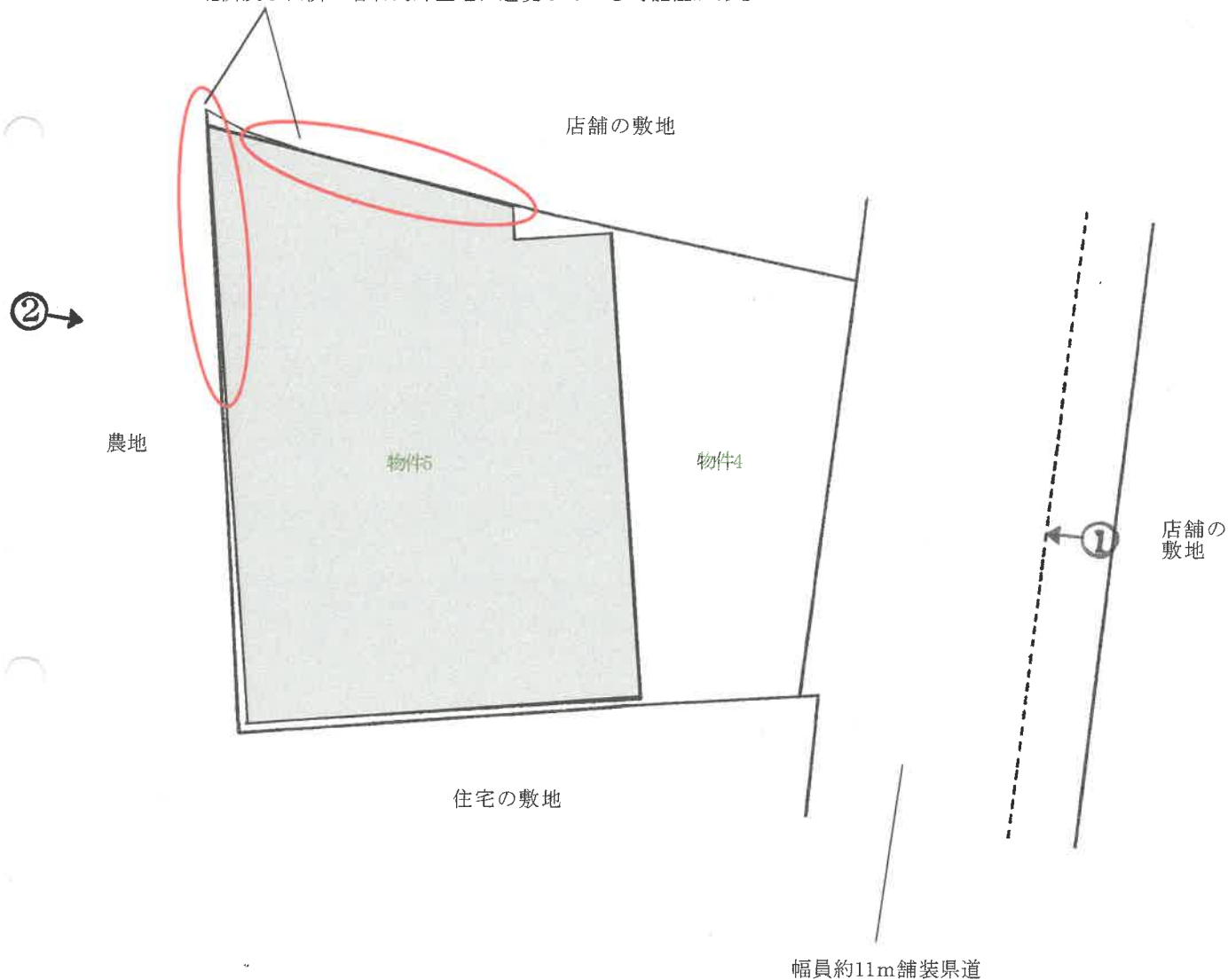
[illegible]

土地建物
位置関係図

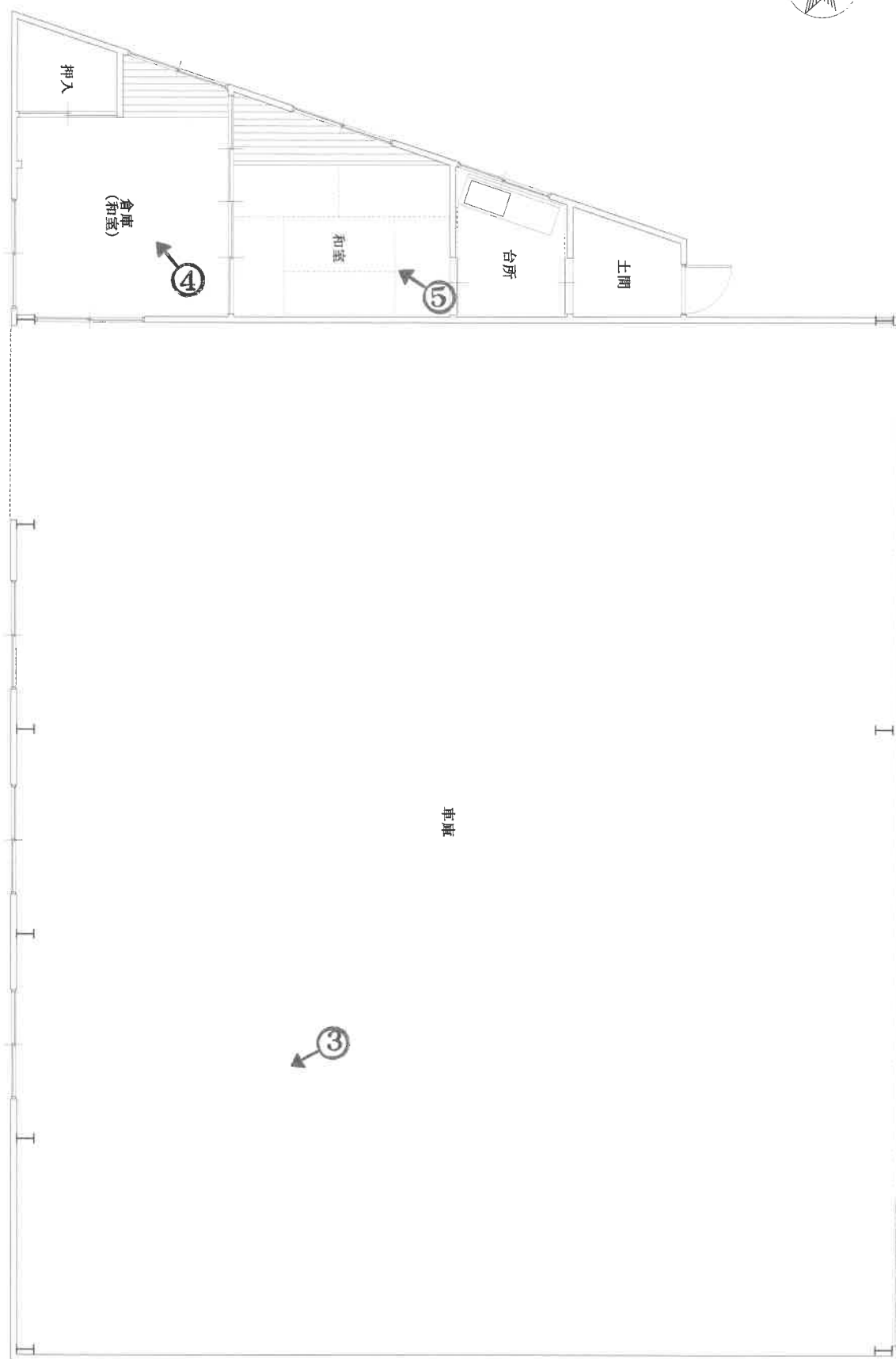


S ≒ 1 / 2 5 0

北隣及び西隣の各目的外土地に越境している可能性がある



※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、境界、建物の位置等を確定するものではありません。



1 階 平 面 図
S=1/100

建物間取り図

1



2



3



4



(12 枚目)



令和 6 年（ケ）第 60 号
(5分冊のうちの②)

令和 7 年 1 月 29 日現地調査
令和 7 年 2 月 26 日評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

阿 部 祐 一 郎

第1 評価額

一括価格	
金 2,990,000 円	
内訳価格	
物件4(土地)	金 2,600,000 円
物件5(建物)	金 390,000 円

- 1 一括価格は、物件4・5の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件4の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
4	所 在 等 所 在 地 地 目 地 積	徳島県吉野川市山川町湯立 303番5 宅地 451.70㎡	
5	所 在 等 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	徳島県吉野川市山川町湯立 303番地5 303番5 車庫 鉄骨造スレート葺平家建 298.23㎡	約304.23㎡
番号	特 記 事 項		
	◇物件5は、和室等が存する北側の台形状部分が法務局備付の建物図面の記載よりも若干大きく（原因等は不明）、現況床面積が約304.23㎡となっている。 ◇法務局備付の法第14条地図との照合及びこれに基づく現況概測の限り、物件5の一部が北隣の目的外土地（276番9、第三者所有）及び西隣の目的外土地（公図上の「水」）に若干越境している可能性を有するが、本件調査の範囲では具体的な事実関係を特定できるまでには至っていない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件4)

位 置 ・ 交 通	JR徳島線「阿波山川」駅の北西方・道路距離約400m	
付 近 の 状 況	目的物件は、吉野川市山川町湯立地区に存する。付近は、農地も残存する中、住宅を主に、店舗等がやや混在する状況である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 - - - なし 特になし
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街 路 接 面 状 況 街 路 と の 高 低 そ の 他	451.70㎡ 約16m・約21.5～26m ほぼ台形 平坦 中間画地 等高 特になし
接面道路の状況	東辺が幅員約11m舗装県道（奥野井阿波山川停車場線、幅員には対面2.6m幅の歩道を含む）に接面する。	
土地の利用状況 等	物件の利用状況…物件5の敷地 隣地の状況：北側…店舗 西側…農地 南側…住宅 東側…道路を介して店舗 そ の 他：特になし	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり(引込なし) 都 市 ガ ス なし(LPガス利用) 下 水 道 あり(引込なし)	※前面道路に口径50mmの本管あり
周知の埋蔵文化 財包蔵地の指定	該当しない	
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。	

土壌汚染の有無	昭和50年及び同60年の住宅地図等に基づく地歴調査によれば、目的物件は従来倉庫の敷地として利用されてきているものと思料される。以上、本件調査の範囲では、土壌汚染が存在する可能性は低いと推察されるが、確定的には専門業者による土壌調査を要する。
ハザードマップ	吉野川市ハザードマップによると洪水浸水想定区域に該当する。
特 記 事 項	本件においては、法務局備付の法第14条地図が存するため、当該資料との照合及び現況概測に基づき物件4の範囲を特定した。

2 建物の概況及び利用状況(物件5)

区 分	主たる建物（家屋番号303番5）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和47年4月27日新築 経過年数：53年 経済的残存耐用年数：0年
仕 様	構 造：鉄骨造 屋 根：波型スレート 外 壁：亜鉛メッキ鋼板 内 壁：大半は仕上げなし（一部合板等） 天 井：大半は仕上げなし（一部合板等） 床：大半は土間コンクリート（一部畳等） 設 備：電気等
床面積（現況）	和室等が存する北側の台形状部分が法務局備付の建物図面の記載よりも若干大きく（原因等は不明）、現況床面積は約304.23㎡となっている。
現況用途等	現況用途：車庫、休憩室 間 取 り：別添「間取図」参照
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書に記載のとおり
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材（成形板等）が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特記事項	◇法務局備付の法第14条地図との照合及びこれに基づく現況概測の限り、物件5の一部が北隣の目的外土地（276番9、第三者所有）及び西隣の目的外土地（公図上の「水」）に若干越境している可能性を有するが、本件調査の範囲では具体的な事実関係を特定できるまでには至っていない。 ◇総じて保守管理状態が不良であり、老朽化がかなり進行している。 ◇外部は全体的に金属部の錆びが目立つ。また、屋根及び外壁の一部に穴、H鋼の一部に歪み、ガラスの一部に破損等が認められる。その他東面は扉がほとんど現存しないほか、西面のシャッターも損傷しており、いずれも開閉できずに開いたままの状態となっている。 ◇内部は雨漏りによって一部の天井が崩落しており、その他にも雨染みが視認される状態である。 ◇建物に付随するその他の各種付帯設備については競売手続きにおいて動作確認ができないので、正常に作動するか否かは不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件4（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
4	19,500	0.87	451.70	0.90	6,897,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 吉野川(県)-2

公示価格等

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$14,400\text{円}/\text{m}^2 \times 99.1 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 73 = 19,500\text{円}/\text{m}^2$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 標準的であり格差なし。

◇ 地 域 格 差 : 街路条件▲17%、環境条件▲12% 計(相乗積) ▲27%

イ 個 別 格 差 : 規模0.92、形状0.95 計(相乗積) 0.87

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件5（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
5	80,000	約304.23	0.01	243,000

ウ 現価率

既に経済的耐用年数を満了した老朽建物であり、保守管理状況をも考慮のうえ、1%の残存価値のみ認定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
4	6,897,000	0.10	使用借権	690,000

イ 土地利用権等割合

建物の規模、位置等を総合的に勘案して、物件5が有する敷地利用権の及ぶ範囲を物件4全体と認定した。このうえで、物件5に係る土地利用権等割合を建付地価格に対して10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
4	6,897,000	-690,000		0.70	0.60	2,600,000
5	243,000	+690,000	1.00	0.70	0.60	390,000
一括価格(合計)						2,990,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：周辺地域における不動産市場動向等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮したが、老朽化の進む建物の存在、目的外土地への越境の可能性等により、なお市場性が相当に劣ると判断されるので、上記の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格 吉野川(県)-2

所 在：吉野川市山川町川東125番

価 格：14,400円／㎡

位 置：物件4の南方約1.2km（直線距離）

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：590㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北側幅員3.3m市道に接面

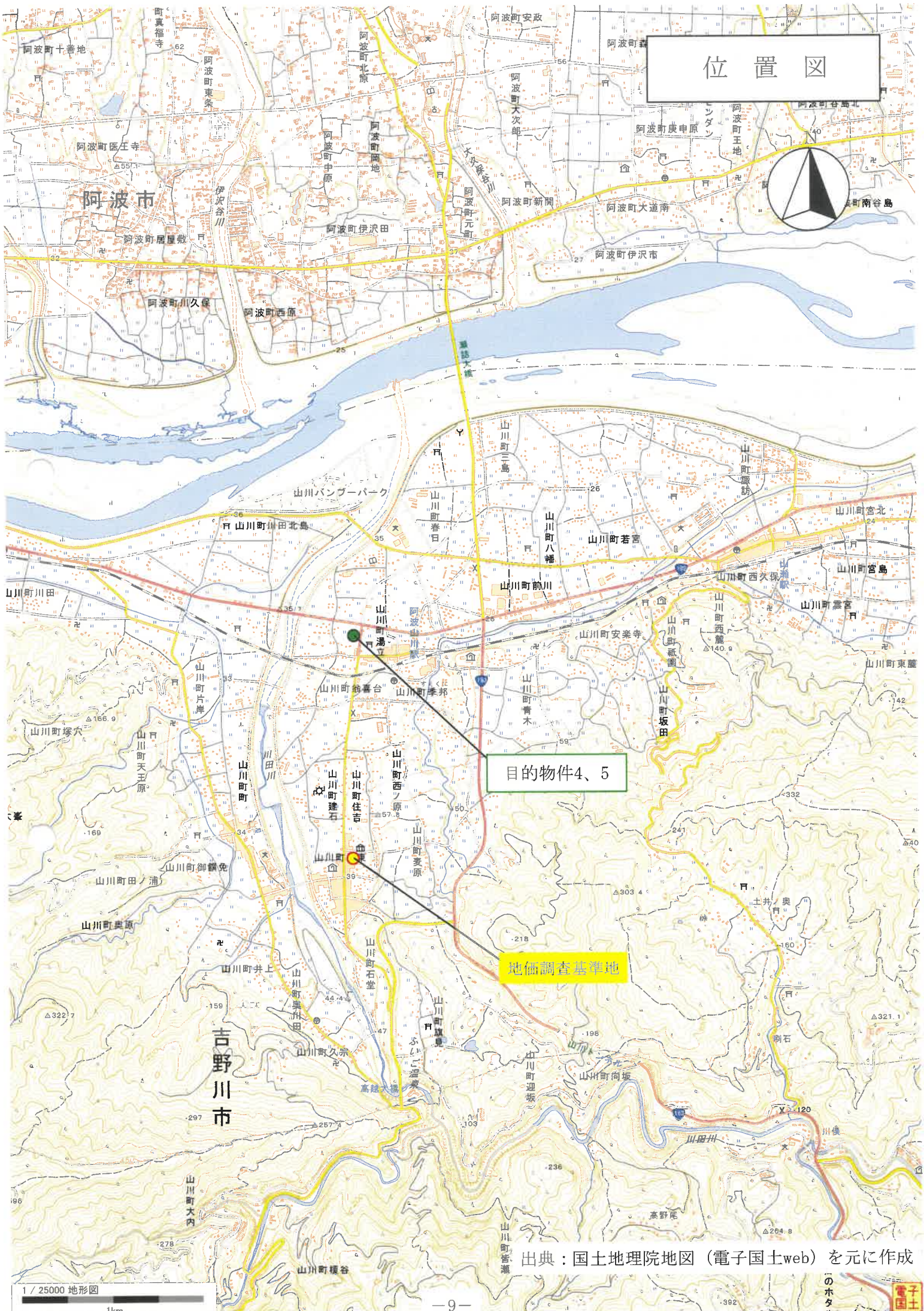
用 途 指 定 等：都市計画区域外

地 域 の 概 要：中規模一般住宅、事業所等が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 法第14条地図写し
- 3 建物図面及び各階平面図写し
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取り図

以 上

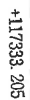


位置図

目的物件4、5

地価調査基準地

出典：国土地理院地図（電子国土web）を元に作成



(座標値種別：図上測定)

地番区域見出

山川町湯立

請求部	所在	吉野川市山川町湯立					地番	303番5		
出力縮尺	1/500	精度区	甲三	座標系 番号又は 記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

令和7年1月10日
徳島地方法務局

登記官

A 3 $\rightarrow$ A 4 に縮小

公用

登記年月日：昭和47年5月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月10日 徳島地方法務局

登記証

請求番号: 5-8

各階建築物平面圖

3103385

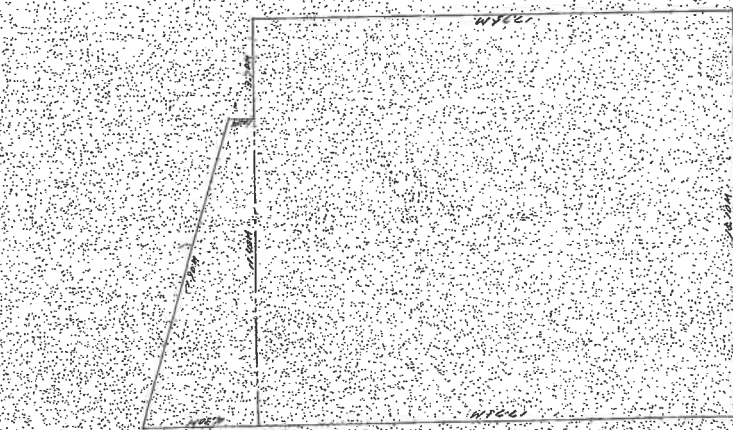
家 屋 番 号

303-15

建築物の所在

壬野川市山川町

昭和47年5月15日



求積

$$1.1 \times 10^4 \times (10^{10} \text{ cm}^3) \times \frac{1}{2} = 5.5 \times 10^{14}$$
$$6.10 \times 10^{17} \text{ m}^{-3} = 268.0 \times 10^{15}$$
$$2556882 = 19$$

7

休面積

昭和49年5月23日

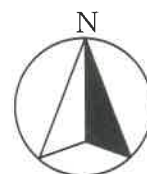
$A_3 \rightarrow A_4$ に縮小

(日本土地家屋調査士会連合会(紙))

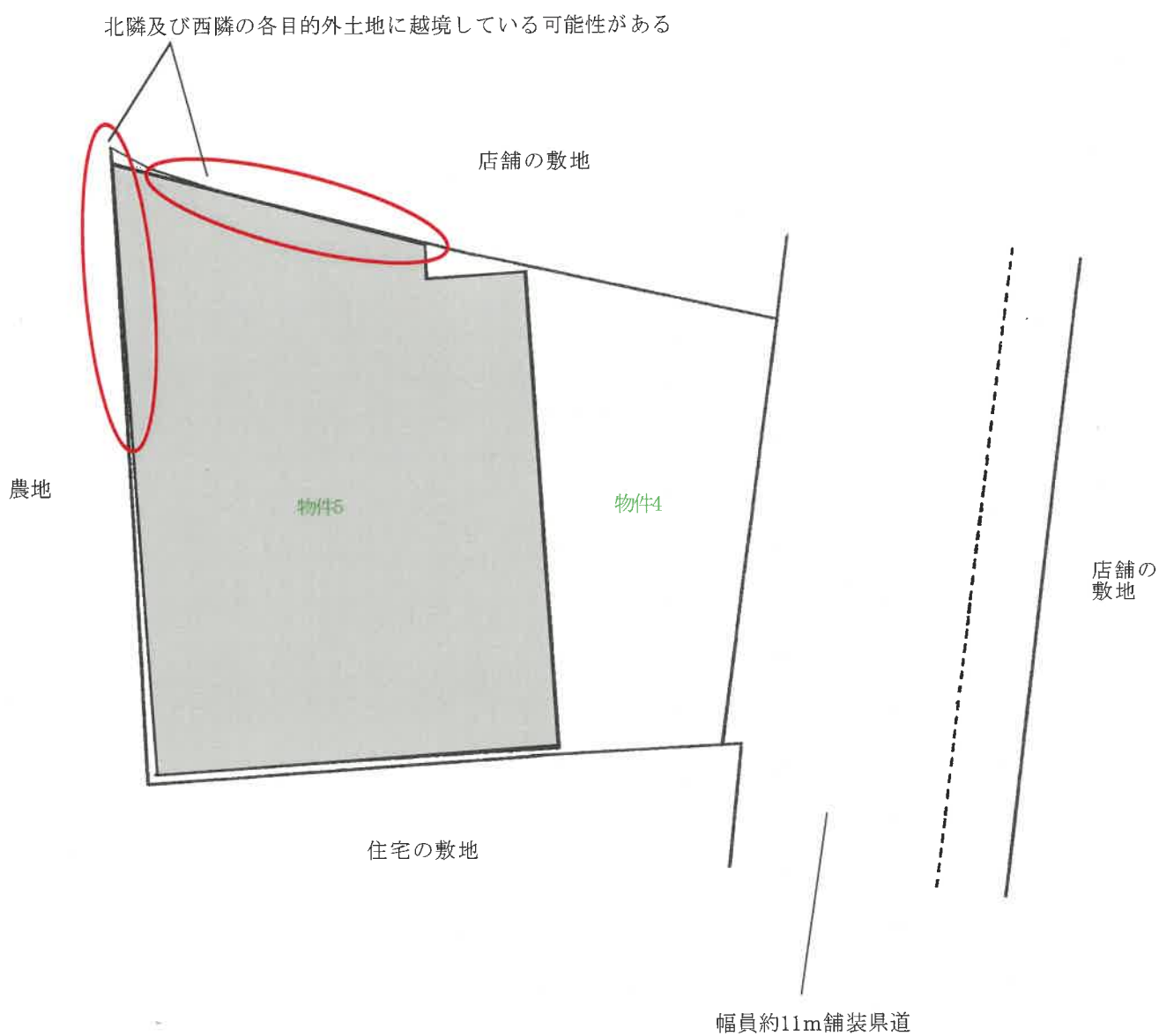
縮	尺	1/500	1/200
---	---	-------	-------

ST 15 龍調日

土地建物 位置関係図



S ≒ 1 / 2 5 0



※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、境界、建物の位置等を確定するものではありません。

建物間取り図

1 階 平面図 S=1/100

